防災教室

ID　571962612
問合　危機管理課危機防災G　☎55-9594

毎月、親子で楽しめる防災教室を開催します。各回参加者へ防災に役立つグッズをお渡しします。
参加費　無料　　**申込**　電話または右記二次元コードから。

日付	時間	テーマ	内容	対象	場所	定員
12月20日㈯	午前10時～11時	救出救護を体験しよう！	柱の下敷きになった人を救出する訓練を行います。	市内在住・在勤の方	生涯学習センター小ホール	各50人
令和９年1月17日㈯		災害時のサバイバルについて考えよう!	災害時を想定し、身近なもので色々なことに対応する方法について考えます。		生涯学習センター第６会議室	
令和９年2月21日㈯		非常食をおいしく食べる方法を考えよう！	アルファ米の調理方法を工夫して、食べ比べを行い、非常時の食事について考えます。			

海部地方　防災ボランティアコーディネーター養成講座

ID　395290196　**問合**　危機管理課危機防災G　☎55-9594
津島市社会福祉協議会　☎25-8411

大規模な災害が発生した場合に全国から集結するボランティアの受け入れや被災者のニーズを把握してボランティアと結びつける役割を担う「防災ボランティアコーディネーター」を目指す方々に向けた養成講座を開催します。

日時(全２日間)　令和９年１月24日㈯・31日㈯
午前９時30分～午後４時
場所　飛島村中央公民館
内容　災害ボランティアセンター設置・運営、ボランティアコーディネーターの役割、被災者やボランティアへの対応、災害ボランティアセンター運用体験など
受講料　無料
申込　12月１日㈪までに電話、または直接問い合わせ先へ。

定員　40人程度(抽選)
対象者(次のすべてに該当する方)
・満15歳以上の方(18歳未満の方は、保護者の同意が必要です)
・津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村のいずれかに在住・在勤・在学の方
・講座受講後も防災活動に意欲的に取り組んでいただける方

普通救命講習Ⅰ

ID　867778597　**問合**　消防本部救急G
☎23-0119　内線110　FAX28-3341

日時　12月13日㈯　午前９時～正午
場所　消防本部３階大会議室
内容　心肺蘇生法、止血法、AEDの使用方法
対象　市内在住・在勤・在学の中学生以上の方
定員　15人(先着)
申込　11月８日㈯～21日㈮に市ホームページより申請。
FAXからの申請も可。

『つしま家事サポーター』養成講座を開催します!!

ID　148299788
問合　市社会福祉協議会　生活支援コーディネーター
①☎23-5295　②☎080-4730-6854

『つしま家事サポーター』とは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、生活をサポートする有償ボランティアです。

対象
・満18歳以上の方
・活動先(市内高齢者宅)へ通える方
活動内容
・ごみ出し、買い物、掃除、洗濯など
活動手当
・生活支援１時間　600円　・ごみ出し１回(10分程度)　100円
養成講座の日時・場所
11月18日・25日(いずれも水曜日)　午前10時～正午
神守支所２階会議室
申込期限　11月17日㈫

11月30日（いいみらい）は年金の日

問合　保険年金課医療・年金G
☎24-1114

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日（いいみらい）を「年金の日」としています。

また、日本年金機構は、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度に対する理解を深めていただくため、日本年金機構公式X（旧Twitter）およびFacebookでの発信や公的年金制度の説明動画の案内などを行っています。

国民年金の特徴

国と日本年金機構が運営……個人年金にはない、国の負担があります。
物価・賃金スライド制……物価や賃金の変動に合わせて年金額は実質的価値が保障されます。
老齢基礎年金は終身保証……生涯にわたって年金が受給できます。
全額社会保険料控除の対象……確定申告の際、全額社会保険料控除の対象になります。
障害基礎年金・遺族基礎年金……けがや死亡など、万が一のときにもあなたや家族を守ります。

国民年金の種類は3種類

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。加入者は、職業などにより次の3種類に分かれ、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が異なります。転職や結婚等で種別が変わる場合は、2週間以内に手続きしてください。

第1号被保険者

自営業、学生、無職の方（第2号被保険者・第3号被保険者に該当しない方）

第2号被保険者

厚生年金・共済組合に加入している方

第3号被保険者

会社員や公務員の方（第2号被保険者）に扶養されている配偶者

国民年金の保険料の納め方

第1号被保険者

・日本年金機構（年金事務所）から送付される「領収（納付受託）済通知書」で金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。また、スマートフォンアプリでも納付できます。
・保険料は、月額1万7,920円（令和8年度）です。
・口座振替の申し込みは、ご利用の金融機関で手続きしてください。
・まとめて前払いすると、割引が適用される前納制度があります。

第2号被保険者

勤務先で給料から天引きされます。

第3号被保険者

配偶者が加入している年金制度から拠出金として支払われます。

保険料の各種免除制度について

第1号被保険者で所得の減少や失業等により経済的に保険料の納付が困難な場合、本人が申請すると、前年の所得を審査のうえ、保険料が免除・納付猶予されます。学生には学生納付特例制度があります。

また、出産を予定している方や出産した方には産前産後期間の免除制度、子を育てている方には育児免除制度が、所得に関係なく適用されます。

詳しい内容は表のとおりです。

<table>
<tr><th>種別</th><th>納付額（円）</th><th>受給資格期間</th><th>年金額への反映</th><th>追納期間</th><th>所得審査対象者</th></tr>
<tr><td>全額免除</td><td>0</td><td rowspan="6">算入される</td><td rowspan="4">される</td><td rowspan="6">10年</td><td rowspan="4">本人
配偶者
世帯主</td></tr>
<tr><td>4分の3免除</td><td>4,480</td></tr>
<tr><td>半額免除</td><td>8,960</td></tr>
<tr><td>4分の1免除</td><td>13,440</td></tr>
<tr><td>納付猶予制度</td><td>0</td><td rowspan="2">されない</td><td>本人
配偶者</td></tr>
<tr><td>学生納付特例</td><td>0</td><td>本人</td></tr>
</table>

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、納付部分を納めないと未納期間となります。
※国民年金の保険料は、通常、2年1カ月を経過すると納付することができなくなりますが、免除が承認された期間に関しては、10年間はさかのぼって追納できます。
ただし、令和9年3月31日までに追納する場合、令和6年3月以前の期間は、法令で定められた加算額が付加されます。
※納付猶予制度・学生納付特例制度は、納付を猶予する制度であるため、年金受給額を満額に近づけるには、10年以内に追納してください。

ねんきんネットについて

インターネットでご自身の年金加入記録や将来の年金受給見込額を閲覧できます。日本年金機構のホームページから申し込みください。

マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができます

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請、産前産後・育児保険料免除申請については、マイナポータルを利用した電子申請ができます。申請には、マイナンバーカードが必要です。また、マイナポータルとねんきんネットを連携することもできます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

年金事務所での相談や手続きについて

年金事務所での年金相談や手続きをご希望の場合は、予約相談をご利用ください。相談者の都合に合わせて相談できるほか、相談内容にあった職員が対応します。

予約受付専用電話　☎0570-05-4890
(月～金曜日　午前8時30分～午後5時15分)
※予約の際は、基礎年金番号がわかるものを準備してください。

清掃事務所からのお知らせ

問合　清掃事務所　☎26-4228

中身が入ったスプレー缶・カセットボンベの排出について

スプレー缶・カセットボンベの収集については、使い切り穴を開けて出すようお願いします。穴を開けていないスプレー缶・カセットボンベを排出すると、収集車の火災が発生するなど非常に危険です。

各ご家庭にある中身が残ったスプレー缶・カセットボンベは6月、11月の有害ごみ収集時に、専用のカゴ(赤色)を用意します。

また、市役所、神守支所、神島田連絡所、保健センターにも随時持ち込めるように専用のカゴを配置しています。



使用済小型家電の回収にご協力ください

使用済小型家電には、レアメタルなどの貴重な資源が含まれています。

ごみの減量化・資源化を図るため、使用済小型家電の回収ボックスを設置しています。

また、発火の危険性が高いリチウムイオン電池使用製品(モバイルバッテリーなど)についても、回収ボックスなどに出していただくことで火災事故の発生を防ぐことができます。

回収品目　携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、電子タバコ、各種機器のリモコンやACアダプターなど

設置場所　市役所、神守支所、神島田連絡所

注意事項

・回収機器は、回収ボックスの投入口に入る大きさのもの(30㎝×30㎝未満)が対象です。
・携帯電話、デジタルカメラなどに記録された個人情報は、自己責任で消去のうえ、回収ボックスに投入してください。



家電製品などの無料回収業者に注意

家電製品などを無料で回収する行為は、市の許可を受けない違法行為です。これを利用すると、回収物の不法投棄につながるほか、高額な処理費を請求される恐れがあります。

違法無料回収業者のチラシや、巡回トラックでの回収を見つけた場合は、問い合わせ先へご連絡ください。

注意事項

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の家電製品は、普段家電製品をお買い求めの家電量販店で有料の引き取りとなります(リサイクル料金および収集・運搬料金)。それ以外は、市の収集ルールに基づき排出してください。

税に関するお知らせ

問合　税務課市民税G　☎55-9263

パート収入・アルバイト収入と税（夫婦・親子と税）

年末調整や確定申告で、配偶者控除や扶養控除の対象となる方にパート収入やアルバイト収入があると、その額によって次のような注意が必要です。

①配偶者控除または配偶者特別控除を受けられるかどうか
②扶養控除や特定親族特別控除を受けられるかどうか
③控除の対象となる方自身に税金がかかるかどうか

パート・アルバイト収入は通常、給与所得になるので、その場合は表のようになります。ただし、合計所得が1,000万円を超える納税者については配偶者控除および配偶者特別控除を受けることができません。

※表の内容は、所得税は令和8年分から、市・県民税は令和8年中の収入を基に計算する令和9年度分から適用されます。

パート・アルバイト収入と税金および各種控除（控除を受ける方の所得が900万円以下の場合）

<table>
<tr><th rowspan="2">収入金額</th><th colspan="2">市・県民税</th><th rowspan="2">所得税</th><th rowspan="2">配偶者控除</th><th rowspan="2">配偶者特別控除</th><th rowspan="2">扶養控除</th><th rowspan="2">特定親族特別控除※4</th></tr>
<tr><th>均等割</th><th>所得割</th></tr>
<tr><td>112万円以下</td><td>かからない</td><td rowspan="2">かからない</td><td rowspan="10">かからない</td><td rowspan="2">38万円
(33万円)</td><td rowspan="2">受けられない</td><td rowspan="2">受けられる
(下記参考参照)</td><td rowspan="2">受けられない</td></tr>
<tr><td>119万円以下</td><td rowspan="19">かかる</td></tr>
<tr><td>136万円以下</td><td rowspan="19">かかる</td><td rowspan="19">受けられない</td><td rowspan="19">受けられない</td></tr>
<tr><td>136万円超
159万円以下</td><td rowspan="3">38万円
(33万円)</td><td>63万円
(45万円)</td></tr>
<tr><td>159万円超
164万円以下</td><td>61万円
(45万円)</td></tr>
<tr><td>164万円超
169万円以下</td><td>51万円
(45万円)</td></tr>
<tr><td>169万円超
174万円以下</td><td>36万円
(33万円)</td><td>41万円</td></tr>
<tr><td>174万円超
178万円以下</td><td rowspan="2">31万円</td><td rowspan="2">31万円</td></tr>
<tr><td>178万円超
179万円以下</td><td rowspan="10">かかる</td></tr>
<tr><td>179万円超
184万円以下</td><td>26万円</td><td>21万円</td></tr>
<tr><td>184万円超
189万円以下</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr>
<tr><td>189万円超
194万円以下</td><td>16万円</td><td>6万円</td></tr>
<tr><td>194万円超
197万円以下</td><td rowspan="2">11万円</td><td>3万円</td></tr>
<tr><td>197万円超
199万円以下</td><td rowspan="5">受けられない</td></tr>
<tr><td>199万円超
204万円以下</td><td>6万円</td></tr>
<tr><td>204万円超
207万円以下</td><td>3万円</td></tr>
<tr><td>207万円超</td><td>受けられない</td></tr>
</table>

※1　市・県民税および所得税の「かかる」については、各種控除等の有無により、かからない場合もあります。
※2　配偶者控除、配偶者特別控除および特定親族特別控除の（　）内の金額は、市・県民税の控除額です。
※3　控除を受ける方の所得が①「900万円超950万円以下の方」および②「950万円超1000万円以下の方」は控除額が段階的に減額され、配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が上記と異なります。
※4　生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（配偶者および青色事業専従者等を除く）がいる場合、その親族等の収入に応じて上記の特別控除が受けられます。

参考

扶養控除については、扶養親族の年齢により控除額が異なります。

<table>
<tr><th rowspan="2">扶養親族</th><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">控除額</th></tr>
<tr><th>年齢</th><th>生年月日</th><th>所得税</th><th>市・県民税</th></tr>
<tr><td>年少扶養</td><td>0歳～15歳</td><td>平成23年1月2日以後</td><td>なし</td><td>なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一般扶養</td><td>16歳～18歳</td><td>平成20年1月2日以後平成23年1月1日以前</td><td rowspan="2">38万円</td><td rowspan="2">33万円</td></tr>
<tr><td>23歳～69歳</td><td>昭和32年1月2日以後平成16年1月1日以前</td></tr>
<tr><td>特定扶養</td><td>19歳～22歳</td><td>平成16年1月2日以後平成20年1月1日以前</td><td>63万円</td><td>45万円</td></tr>
<tr><td>老人扶養</td><td>70歳～</td><td>昭和32年1月1日以前</td><td>48万円</td><td>38万円</td></tr>
</table>

※老人扶養親族のうち、扶養者またはその配偶者の直系尊属（父母・祖父母等）で、同居の常況にある親族の場合は、加算額（所得税:10万円、市・県民税:7万円）があります。

個人事業税第2期分の納期限は11月30日㈪です

個人事業税は、個人で事業を営む方にかかる税金です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封されています。詳しくは、愛知県ホームページをご覧ください。

▲愛知県ホームページ

問合 西尾張県税事務所
☎0586-45-3279

税を考える週間

11月11日㈬～17日㈫

期間中、国税庁ホームページで様々な情報を提供しています。

▲国税庁ホームページ

問合 津島税務署
☎26-2161



年末調整について

毎月の給料やボーナスから所得税が源泉徴収され、12月に年末調整で所得税の過不足が精算されることになっています。年末調整の対象となる方は、勤務先に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している方です。

年末調整によってその年の所得税額が確定するため、確定申告の必要はありませんが、次の場合などは確定申告が必要です。

- 給与等の収入が2,000万円を超える場合
- 令和8年1月1日～12月31日の間に支払った医療費があり、医療費控除が必要な場合
- 給与所得および退職所得以外に20万円を超える所得がある場合
- 2カ所以上の事業所などから給与・賃金を受けている場合（所得の要件等により確定申告をする必要がない場合もあります）

問合 所得税 津島税務署 ☎26-2161
市・県民税 税務課市民税G ☎55-9263

名古屋法務局津島支局からのお知らせ

不動産を相続したら必ず相続登記!

◆土地・建物を相続で取得したことを知った日から**3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務**になりました。

◆令和6年4月より前に相続した場合も、相続登記がされていないものは、**令和9年3月31日までに手続が必要**です。

◆相続登記について、まずは専門家に相談してみませんか?

名古屋法務局・愛知県司法書士会
無料登記相談所（予約制）▶

あなたが書いた遺言書、法務局がお預かりします

◆法務局に遺言書を預けると

- 改ざんや紛失などの心配がありません。
- 法務局職員が、民法で定められた書き方（形式的要件）を確認します。
- 申請時に**3,900円**を納めるだけで保管できます。
- 裁判所の**検認手続が不要**です。
- 遺言者ご自身が亡くなったとき、法務局に遺言書を預けてあることを、**希望した方に通知**できます。

◆法務局の「自筆証書遺言書保管制度」をぜひご利用ください!

相続・遺言に関する手続について詳しくは名古屋法務局ホームページをご覧ください▶

11月市民相談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相談名	日時	場所	問合
行政相談	6日、12月4日 午前10時～正午	市役所1階相談室	秘書広報課秘書G　☎24-1123
弁護士相談(要予約)	17日、12月1日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会　☎25-8411
司法書士相談(要予約)	24日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会　☎25-8411
成年後見制度に関する 専門職相談(要予約)	12日 午前10時～正午	市役所1階相談室	福祉課福祉G　☎24-1115
心配ごと相談	11日 午前10時～正午	南文化センター 市役所1階相談室	人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	10、17日、12月1日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	4、11、18、25日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	― (電話相談)	公益財団法人認知症の人と家族の会 愛知県支部 ☎0562-31-1911
こども家庭相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 2階こども家庭センター	☎24-0350
年金相談(要予約)	平日　午前8時30分～午後5時15分 週初の開所日　午後7時まで 第2土曜日　午前9時30分～午後4時	年金事務所	予約受付専用電話 予約日時は平日の時間帯のみ ☎0570-05-4890 ☎03-6631-7521
年金相談(要予約)	26日　午前10時～午後4時 予約開始は11月2日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	10日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	12、18、26日、12月4日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所　☎28-2800
労働者特別相談・ 勤労者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時30分～午後4時30分	― (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・センター 移動事務所	19日 午前10時30分～正午	西地区 子育て支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	4、5、11、12、18、19、25、26日 12月2、3日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G FAX24-1138　☎24-1115

津島データファイル

人口と世帯(外国人を含む)

総　数……58,676人(+72)
男　……28,969人(-14)
女　……29,707人(+86)
世帯数……27,897世帯(+99)
10月1日現在、(　)は前月比

市内の交通事故・犯罪〔8月〕

事故発生件数……24件(119件)
うち死亡者……　0人(　1人)
犯罪発生件数…36件(300件)
(　)は令和8年中の累計

市内の火災

8月……2件(12件)
(　)は令和8年中の累計

救急車の出動回数

8月……357件(2,434件)
(　)は令和8年中の累計

今月の市税や料金など　納期限　令和8年11月30日㈪

国民健康保険税・・・第5期
市営・改良住宅家賃、保育所等利用者負担金…11月分
介護保険料…第8期　後期高齢者医療保険料…第5期

市税の今後の納期

	12月	1月	2月
市民税・県民税・森林環境税	―	第4期	―
固定資産税・都市計画税	第3期	―	第4期
国民健康保険税	第6期	第7期	第8期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。
取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、あいち銀行、名古屋銀行、東海労働金庫、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)